

特別冬期生活支援金(暖房費)について

暖房用燃料費（灯油・電気）の負担軽減を図るため高齢者、障がい者、ひとり親家庭等の低所得者世帯を対象に特別冬期生活支援金（暖房費）を支給します。

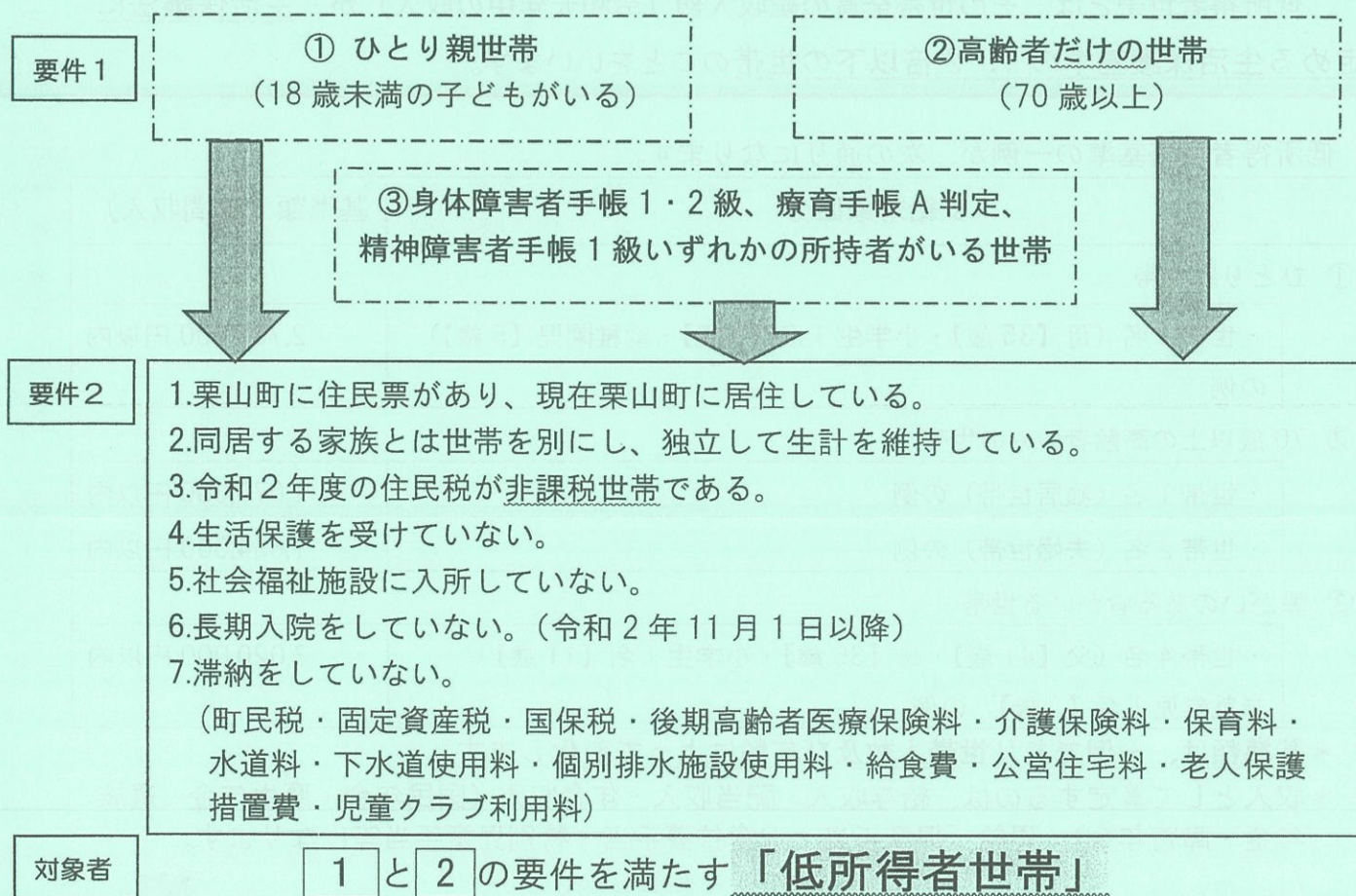
支給額は、**1世帯 10,000 円（口座振込）** となり、

お申し込み期限は、**令和 3 年 3 月 31 日（水）** までです。

◎ 支給対象世帯について

対象世帯は、**要件 1** のいずれかの世帯のうち、

要件 2 の全てに当てはまる**低所得者世帯**となります。



対象者世帯について、申請については裏面へ

申 込 期 限

令和3年3月31日

支給額：1世帯10,000円

◎ 申請について

申請に必要なものは、次の6つになります。

- ①印鑑 ②振込先銀行の通帳 ③身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者手帳
- ④令和元年分の収入額（障害年金・遺族年金・恩給含む）を証明できる書類
（年金額改定通知書・振込通知書・通帳等）
- ⑤灯油を令和2年11月1日以降に購入したことが証明できる書類
（納品書と領収書・口座引き落とし通帳、明細書など）
※令和2年11月1日以降のもので購入額1万円以上（合算可）
※灯油以外の暖房費の場合は同意書の提出により状況確認させていただきます。
※申請者ご本人様のものに限り有効
- ⑥（対象外の家族と同居している場合のみ）独立生計と証明できる書類
（公共料金の支払明細書・居住空間の別等証明できるもの）

◎ 低所得者世帯の基準について

低所得者世帯とは、その世帯全員の総収入額（令和元年中の収入）が、生活保護法に定める生活保護基準の1.2倍以下の世帯のことをいいます。

低所得者世帯基準の一例が、次の通りになります。

支給対象区分		基準額（年間収入）
① ひとり親世帯		
・世帯3名（母【35歳】・小学生1名【8歳】・幼稚園児【5歳】） の例		2,737,000円以内
② 70歳以上の高齢者のみの世帯		
・世帯1名（独居世帯）の例		1,077,000円以内
・世帯2名（夫婦世帯）の例		1,654,000円以内
③ 障がいのある者がいる世帯		
・世帯4名（父【41歳】・母【36歳】・小学生1名【11歳】・ 未就学児1名【2歳】）の例		3,020,000円以内

* 基準額は、一例であり世帯人数及び年齢によって変化します。

* 収入として算定するのは、給与収入・配当収入・年金収入（国民年金・厚生年金・遺族年金・障害年金）・恩給・児童手当・児童扶養手当・特別児童手当等になります。

申請場所・お問い合わせ先は、

栗山町福祉課 福祉・子育てグループ（窓口⑤番） ☎73-2222

